

## 提出書類チェック表

## ＜破砕業＞

## ＜変更届＞

年 月 日

(届出者 )

番号	有無	名 称	備 考
1		破砕業変更届出書	様式第11(第64条関係)
2		誓約書	破砕業者が法第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約する書面
3		本籍地が記載された住民票の写し	破砕業者が個人の場合で氏名、住所に変更があったとき。
4		役員等新旧対照表	破砕業者が法人の場合で、役員の変更があったとき。
5		定款又は寄附行為	破砕業者が法人の場合で、名称、住所又は代表者の氏名のいずれかの変更があったとき。
		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
6		破砕業の用に供する施設の平面図等 施設の所有権もしくは使用権を証する書類	事業所の名称、所在地に変更があったとき。 事業の用に供する施設が変更となったとき。
7		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	破砕業者が法人で、役員の変更があったとき。
		役員(変更に係る役員であって、かつ、就任した者に限る。)の本籍地が記載された住民票の写し	
8		使用人(変更に係る使用人であって、かつ、追加した者に限る。)の本籍地が記載された住民票の写し	使用人(本店若しくは支店の代表者又は破砕業に係る契約締結権限を有する者)の変更があったとき。
9		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し	破砕業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合で、法定代理人の氏名又は住所に変更があったとき。
10		法定代理人の定款又は寄附行為	破砕業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき。
		法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
		法定代理人の役員(変更に係る役員であって、かつ、就任した者に限る。)の本籍地が記載された住民票の写し	破砕業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、法定代理人の役員に関する事項に変更があったとき。
	法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		
11		・株主・出資者等一覧表	一覧表は所有株式数・総出資額を記載した書類 発行済株式総数又は総出資額の5/100以上を占める者の変更
		・個人株主(変更に係る株主であって、かつ、追加した者に限る。):本籍地が記載された住民票の写し	
		・法人株主(変更に係る株主であって、かつ、追加した法人に限る。):登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
12		標準作業書の変更部分	標準作業書記載事項の変更
13		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	・対象者は住民票と同様 ・手続き等の窓口は、最寄りの法務局

※書類は2部(標準作業書の変更の場合は、標準作業書の変更部分のみ3部)提出してください。そのうち1部は写しでかまいません。

※登記簿謄本、住民票の写し等は、届出日の3ヶ月前以降に発行されたものとする。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。